

八王子美山学園職員互助会規約

第1条 本会は、八王子美山学園職員互助会と称し、事務所は、八王子美山学園内に置く。

第2条 本会の会員は、八王子美山学園に勤務する全職員をもって構成する。

第3条 本会は、職員相互の親睦と融和を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)会員相互の親睦と融和に関する事業
- (2)会員の福利厚生に関する事業
- (3)会員の文化教養に関する事業

第5条 前条の目的を達成するため、別に慶弔見舞金基準を定める。

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 1名
- (3)幹事 若干名
- (4)会計 1名
- (5)監事 2名

2 会長は園長とし、その他役員は委員の中から会長が選任する。

3 任期は、当該年度末までとする。

4 欠員が生じた場合は補充し、任期は前任者の残存期間とする。再選は妨げない。

第7条 本会の運営は、役員会とし、役員会は必要に応じて開催する。

2 会員の過半数の要求がある場合は、総会を開催しなければならない。

第8条 会費は月額500円とし、給与支払い日に納入しなければならない。

2 会員が休職の場合は、会長の承認により会費の納入を免除することができる。

第9条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日とする。

第10条 本規約の改廃は、役員会で行う。

付 則

本規約は、平成7年1月1日から実施する。

【改正経過】

- ①平成7年10月1日
- ②平成7年10月1日
- ③平成9年4月1日
- ④平成18年1月1日

●慶弔見舞金基準

- 1 結婚祝い金 10,000円
- 2 出産祝い金 本人 10,000円 配偶者 6,000円
- 3 弔慰金 本人 20,000円 配偶者 10,000円
 - 父母子(同居の義父母を含む。) 10,000円
 - 同居の祖父母 5,000円
- 4 傷病見舞金(入院2週間以上の場合) 10,000円
- 5 災害見舞金 家屋全壊・全焼の場合 5,000円 その他の場合 2,000円
- 6 退職賃別金 勤続1年以上5年未満 5,000円
 - 勤続5年以上10年未満 10,000円
 - 勤続10年以上 20,000円

※会員期間1年未満の者については、上記1～4については支給額を半額とする。